

発議第 1 号

議会広報特別委員会の設置について

上記の特別委員会設置について、東浦町議会委員会条例第 4 条及び東浦町議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により、次のとおり提出する。

令和 5 年 5 月 15 日提出

提出者	東浦町議会議員	山下 享司
賛成者	東浦町議会議員	三浦 雄二
	東浦町議会議員	間瀬 元明
	東浦町議会議員	間瀬 宗則
	東浦町議会議員	秋葉 富士子

1 特別委員会の名称
議会広報特別委員会

2 特別委員会の目的
議会だよりの編集及び広報活動の調査・研究をするため。

3 特別委員会の定数
6 人

提案理由

議会の活動状況を広く住民に周知し、議会と町政に対する理解を深める議会だよりの編集及び広報活動の調査・研究をするため提案するものである。